

## 独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正・新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p>独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程 〔平成 15 年 12 月 18 日付〕 〔15 農畜機第 1219 号〕</p> <p>改正 平成 16 年 4 月 1 日付 15 農畜機第 3037 号 平成 17 年 4 月 1 日付 16 農畜機第 5536 号 平成 18 年 4 月 1 日付 17 農畜機第 4908 号 平成 19 年 4 月 1 日付 18 農畜機第 86 号 平成 年 月 日付 19 農畜機第 号</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程 〔平成 15 年 12 月 18 日付〕 〔15 農畜機第 1219 号〕</p> <p>改正 平成 16 年 4 月 1 日付 15 農畜機第 3037 号 平成 17 年 4 月 1 日付 16 農畜機第 5536 号 平成 18 年 4 月 1 日付 17 農畜機第 4908 号 平成 19 年 4 月 1 日付 18 農畜機第 86 号</p>
<p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。）に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年 12 月 4 日法律第 126 号）第 10 条第 1 項第 2 号に基づく学校給食用牛乳供給事業及び畜産業振興事業、同項第 4 号に基づく野菜農業振興事業並びに同法附則第 6 条第 1 項に基づく砂糖生産振興事業（以下「補助事業」という。）を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。</p> <p>なお、基本計画に係る具体的目標は、次のとおりである。</p> <p>（畜産関係）（略） （野菜関係）（略） （砂糖関係）</p> <p>経営感覚に優れた担い手による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資すること</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年 12 月 4 日法律第 126 号）第 10 条第 1 項第 2 号に基づく学校給食用牛乳供給事業及び畜産業振興事業、同項第 4 号に基づく野菜農業振興事業、<u>同条第 2 項</u>に基づく蚕糸業振興事業並びに同法附則第 6 条第 1 項に基づく砂糖生産振興事業（以下「補助事業」という。）を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。</p> <p>なお、<u>上記の食料・農業・農村基本計画</u>に係る具体的目標は、次のとおりである。</p> <p>（畜産関係）（略） （野菜関係）（略） （砂糖関係）</p> <p><u>てん菜については、高性能機械化体系の確立、直播栽培技術の改善等による生産コストの 1 割程度の低減及び需要動向に応じた作付指標の作成とこれに基づく計画的生産の推進、さとうきびについては、担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の確立等による労働時間の 2 割程度の低減及び優良品種の育成・普及、収穫作業の平準化による適期植付、</u></p>

改 正 後	現 行
<p>4. 審査基準</p> <p>事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主体から提出される事業実施計画等について、適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行う。</p> <p>なお、施設整備事業（事業内容に施設整備を含む事業。）については、次の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議させる。</p> <p>(1) 事業実施主体が具備すべき要件 ア及びイ（略）</p> <p><u>ウ 公募を実施する事業にあっては、応募した者のうち、理事長が別に定める委員会において審査し、選定された者であること</u></p> <p>(2) 事業実施計画等 ア（略） イ 施設整備事業以外の事業 (ア)～(ウ)（略） (エ) コスト分析手法を導入している事業（畜産業振興事業の実施についての別表第4に掲げる事業、<u>野菜農業振興事業のうち緊急需給調整推進事業及び砂糖生産振興事業における事業の採択基準等</u>についての別表に掲げる事業以外の事業）については、原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこと (オ)及び(カ)（略）</p> <p>5. 事業達成状況の評価</p> <p>事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。</p> <p>(1)（略）</p>	<p><u>早期株出管理の実施等を通じた単収の向上・安定化による生産コストの2割程度の低減に資すること</u></p> <p>4. 審査基準</p> <p>事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主体から提出される事業実施計画等について、適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行う。</p> <p>なお、施設整備事業（事業内容に施設整備を含む事業。）については、次の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議させる。</p> <p>(1) 事業実施主体が具備すべき要件 ア及びイ（略）</p> <p>(2) 事業実施計画等 ア（略） イ 施設整備事業以外の事業 (ア)～(ウ)（略） (エ) コスト分析手法を導入している事業（畜産業振興事業の実施についての別表第4に掲げる事業、<u>砂糖生産振興事業における事業の採択基準等</u>についての別表に掲げる事業以外の事業<u>及び蚕糸業振興事業</u>）については、原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこと (オ)及び(カ)（略）</p> <p>5. 事業達成状況の評価</p> <p>事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。</p> <p>(1)（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 施設整備事業以外の事業  ア (略)  イ 基金造成事業  基金事業の資金の管理及び運用状況が適切であることを確認すること。また、基金を取り崩して実施する事業内容に応じ、(1)並びに(2)のア及びウの確認事項等も行うこと。  <u>畜産業振興事業については、決算上の不用理由の分析を行うとともに、造成された基金について、定期的に見直しを行うこと。</u>  ウ (略)</p> <p>6. 進行管理システム等  (1) (略)  (2) 進行管理システム  補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。  ア (略)  イ 酪農乳業部乳製品課長、食肉生産流通部食肉需給課長、畜産振興部管理課長、野菜需給部助成業務課長、特産業務部特産製品課長は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。  ウ (略)</p> <p>7. 事業の公表  (1) ～ (3) (略)  (4) 資金の流れ等の公表  <u>次の事項を機構のホームページ等で定期的に公表する。</u>  ① <u>事業実施主体から補助を受けた者の団体名、金額及び実施時期</u>  ② <u>生産者等に支給された補助金の事業別・地域別の総額</u>  ③ <u>機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況及び今後の使用見込み</u>  ④ <u>事業実施主体を経由して機構から間接的な交付を受けた補助金による基金の保有状況及び今後の使用見込み</u></p>	<p>(2) 施設整備事業以外の事業  ア (略)  イ 基金造成事業  基金事業の資金の管理及び運用状況が適切であることを確認すること。また、基金を取り崩して実施する事業内容に応じ、(1)並びに(2)のア及びウの確認事項等も行うこと  ウ (略)</p> <p>6. 進行管理システム等  (1) (略)  (2) 進行管理システム  補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。  ア (略)  イ 酪農乳業部乳製品課長、食肉生産流通部食肉課長、畜産振興部管理課長、野菜業務第一部調整課長、野菜業務第二部指導助成課長、<u>特産業務第一部特産管理課長</u>は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。  ウ (略)</p> <p>7. 事業の公表  (1) ～ (3) (略)</p>

改 正 後	現 行
<u>附 則 (平成 20 年 月 日付 19 農畜機第 号)</u> <u>この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</u>	